

# 日大出講の講師の皆さん、直ぐに組合加入を！

日本大学では、生物資源科学部で脱法クーリング、経済学部、理工学部等で、開設科目数の2割の絞り込みに伴う非常勤講師のコマ減、ほとんどすべての学部で、無期転換制度の導入に伴い非常勤講師の嘱任打ち切り年齢の70歳へ向けた引き下げ等が生じています。事案を把握した段階で団体交渉を申し入れていますが、問題解決の為に、日大に出講している皆さんが首都圏大学非常勤講師組合に加入し、要求の強さを示すことが大事です。100名の組合をつくり、不利益変更や脱法行為を跳ね返すことは、講師給の引き上げにも直結します。

日本大学では、学生定員の厳格化による入学者数の2割減（収入減）への対応として、非常勤講師のコマを減らす「科目数2割削減」を狙っているようです。組合からの申入れに理事会は、そのような方針はないと回答していますが、黙ってれば、定員厳格化による収入減は、非常勤講師にしわ寄せされかねません。大学の学費収入は、学生教育への対価です。科目の過半を担い、財政に多大の貢献をしてきた非常勤講師のコマを狙い撃ちで減らすことは許されません。

首都圏大学非常勤講師組合 加入申込  
FAX/TEL 番号 0426-27-4420 (志田書記長)

## 資料：明治大学への申入書（誤植を修正しています）

学校法人 明治大学  
理事長 柳谷 孝 殿

東京公務公共一般労働組合  
中央執行委員長 中嶋祥子  
同 大学・専門学校非常勤講師分会  
(首都圏大学非常勤講師組合)  
委員長 松村 比奈子  
(公印省略)

### 申入書

拝啓、  
時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
2017年度から導入される授業時間の変更に係わり、1月26日の貴学と当組合との団体交渉において提示した非常勤講師給引き上げ要求について、改めて申し入れ致します。

敬具

#### 記

#### 1. この間の団体交渉における到達点

当組合は、2017年度から導入される授業時間の変更は、非常勤講師にとり総授業時間数の増加となるため講師給の引き上げが行われない場合、不利益変更となることを主張し、授業時間数の増加に対応する講師給の引き上げを要求してきた。今回の変更の最大の狙いが、制度上の総授業時間数をすべての科目について確保することにあつた訳であるから、講師給を据え置くことが不利益変更にあたることは明らかである。また、早稲田大学において2018年度までに、非常勤講師給が2013年度比で約2割引き上げられ、明治大学の非常勤講師給と顕著な格差が発生する状況に鑑み、出講手当の非常勤講師給への組み入れにより、早稲田大学との非常勤講師給における格差を是正することを要求してきた。

ところが、理事会側は、制度上の総授業時間に変更は無い為、今回の授業時間の変更は不利益変更にあたらぬ、との主張を譲らず、見解は対立したままである。しかし、理事会側は、第4回団交において、制度上の総授業時間数は変わらないものの、今回の授業時間の変更は、補講の実施状況等を勘案しても、非常勤講師に実質的な負担増となることを認め、そのことも考慮して、講師給の改定の

2017年2月8日 提案を行った。

#### 2. 理事会側の講師給改訂提案の評価

理事会側は、一律350円(1.1%)の講師給の引き上げを提案した。この提案は、3つの点から全く不十分と言わざるを得ない。第1に、授業時間変更に伴う実質的な負担増を考慮した提案となっていない。第2に、2013年度以降の消費者物価の上昇分をも考慮せず、購買力で測ったこの間の非常勤講師給の日減りをも取り戻さない「引き上げ」提案となっている。第3に、出講手当の組み入れについて検討が為されておらず、早稲田大学との顕著な格差が発生する提案となっている。

#### 3. 組合側の講師給改訂の再提案

理事会側の提案では、交渉を妥結することは到底できないので、当組合は、改めて以下の内容の講師給改訂を要求する。

第1に、今回の授業時間の変更が為されなかったとすれば、約半数の科目の担当者は、半期で1260分(90分×14週)の総授業時間数となった筈であり、この約半数の科目を担当する非常勤講師は、今回の制度変更により、半期で1350分(100分×14週-50分)の総授業時間となるのだから、90分(7.14%)の授業時間増となる。この制度変更により授業時間が増加する非常勤講師の講師給が時間給で日減りしないよう一律に、非常勤講師給の7.14%の引き上げを求める。

第2に、総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数」(2017年1月27日)により、2013年度以降の消費者物価総合指数の変化3.3%(96.6-99.9)を上回り、購買力で見て日減りにならないよう非常勤講師給を引き上げを求める。

第3に、出講手当(1日出講につき月額4000円)を非常勤講師給に組み入れること。その際、不利益変更となる非常勤講師がひとりも出ないよう講師給の一律4000円の引き上げにより組み入れること。

したがって、当組合は講師給を一律10.5%(7.14%+3.3%以上)+4000円引き上げ、1号俸38200円、2号俸38500円、3号俸38800円とするよう求める。

	現行	10.5%増	出講手当	合計	改訂後講師給
1号俸	30900	34144.5	4000	38144.5	38200
2号俸	31200	34476	4000	38476	38500
3号俸	31500	34807.5	4000	38807.5	38800

明治大学に出講している専業非常勤講師の皆さん、講師給2割増へ向けて、首都圏大学非常勤講師組合への加入を呼びかけます！